

.....

H.N.F.C a r dポイント規約

.....

第1条（本規約の目的）

本規約は株式会社ジャックス（以下「当社」といいます。）が、株式会社北海道日本ハムファイターズ（以下「球団」といいます。）と提携して当社が発行するH.N.F.C a r d（以下「本カード」といいます。）のカード利用に応じ、当社が本カード会員（以下「会員」といいます。）に対し提供するポイントサービス（以下「本ポイントサービス」といいます。）について定めたものです。

第2条（本ポイントサービスの概要）

1. 本ポイントサービスは、会員が本カードを利用して決済したカードショッピング利用代金（以下「カード利用代金」といいます。）に応じ、当社が「H.N.F.ポイント」（以下「本ポイント」といいます。）を付与する制度です。
2. 会員が本カードを利用したことによるポイント付与は本ポイントのみとし、当社が別に提供するポイントプログラムの提供を受けることはできません。
3. 会員が本ポイント以外に当社が別に提供するポイントプログラムの提供を受けている場合であっても、当該ポイント間のポイント付替、合算などはできません。

第3条（本ポイント付与方法）

1. 当社は、毎月当社所定の日に締め切られた会員の新規カード利用代金の月間合計金額に応じて、1, 0 0 0円（ただし、1, 0 0 0円未満は切り捨ていたします。）につき5ポイントを付与いたします。
2. 当社は、会員に対して付与するポイント数および累計された有効なポイント数並びに有効期間等を、当該会員に対して連絡するご利用代金明細書または「インターコムクラブのご利用代金明細照会」（以下これらを総称して「ご利用代金明細書等」といいます。）により通知するものとします。

第4条（本ポイント付与の対象外取引）

次の各号に定める代金については、本ポイント付与の対象外とします。

- （1）カードキャッシングの利用代金および手数料。
- （2）分割払い・リボルビング払いの手数料。
- （3）年会費等の費用。
- （4）本カード再発行等に関する手数料。
- （5）本カード以外でのカードショッピングまたは現金によるお支払代金。
- （6）E d y、n a n a c o等の電子マネーの各チャージ利用代金。
- （7）会員が当社所定の約定支払額確定日前に支払ったカードショッピング利用代金。
- （8）本カードの利用代金が、第3条第1項に記載の金額に満たない場合、および金額を上回る場合でも端数金額は、本ポイント付与の対象外となります。
- （9）（1）～（8）のほか、当社は特定のカードショッピング利用代金または特定の加盟店でのカードショッピング利用代金を本ポイント付与の対象外として定めることができるものとします。

第5条（返品・キャンセル、利用金額変更等の場合）

本ポイント付与の対象となるカードショッピング利用に、返品、キャンセル、利用金額の変更等があった場合、原則として当該利用に対して付与するポイントは取消、減算または加算されます。

第6条（本ポイントの有効期間）

1. 本ポイントの有効期間は各ポイント付与月ごとに管理し、各ポイント付与月から起算して24ヶ月後の末日とします。
2. 第1項に定める有効期間を経過した本ポイントは、会員に通知することなく順次失効するものとします。

第7条（本ポイントの引換条件）

本ポイントは、有効期間内の累計ポイントが500ポイント以上の場合、当社所定の申請方法により、500ポイント単位で第8条に定める「Jデポ」に引換ができるものとします。この場合のポイント充当は、有効期間の満了日が近いポイントから順次差し引くことにより行うものとします。

第8条（「Jデポ」の利用について）

「Jデポ」とは、利用加盟店を特定することなく「Jデポ」の有効期限内のカードショッピング利用金額から、「Jデポ」金額を差し引いてご請求させていただく値引きシステムであり「Jデポ」金額分を差し引いてご請求することをもって利用されたものとします。

第9条（「Jデポ」の有効期限）

「Jデポ」の有効期間は、ご利用代金明細書等またはご案内ハガキに表示し通知いたします。

第10条（公租公課）

本ポイントサービスにより引換を受けた本ポイントについて、公租公課が課せられる場合は、会員が公租公課を負担するものとします。

第11条（権利の喪失およびサービス停止等）

1. 会員が、本カードの会員資格を喪失した場合、理由の如何を問わず、当社は会員に通知することなくポイント付与を停止し、会員は当該事由発生前に付与されたポイントを含め本ポイントサービスの提供を受ける資格を喪失するものとします。
2. 当社は、当社に対する支払債務を延滞した会員に対し、何らの通知をなくして本ポイントの付与等のサービスを停止することができるものとします。

第12条（権利の譲渡）

会員は、理由の如何を問わず、本ポイントサービスにおける権利を他人に貸与・譲渡・担保提供し、または相続させることはできません。

第13条（本ポイントサービスに関する疑義等）

本ポイントの有効性、付与数、引換、付与資格、その他本ポイントサービスの運営に関して生じる疑義は、当社において決定し、会員はその決定に従うものとします。

第14条（本ポイントサービスの変更・中止・終了等）

1. 当社は、予告なしに本ポイントサービスの内容を変更、または中止もしくは終了することができるものとし、会員はあらかじめその旨を承認するものとします。
2. 前項により会員に生じた損害については、球団並びに当社は一切の責任を負わないものとします。

第15条（適用）

本ポイントサービスの規約に定めない事項については、ジャックスカード会員規約によるものとします。

第16条（準拠法）

本ポイントサービスの内容は、日本国の法令等が適用されるものとします。